

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。

休日申告受付日(2月26日(日))を設けております。勤務などで平日の来場が難しい方は、この日にご来場ください。

※その他、詳細については2月号に掲載します。

受付日	8:30~11:30	13:00~16:00	受付会場
2月16日(木)	西友枝(1区・2区)	西友枝(3区・4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
17日(金)	東上(1区・2区)	東上(3区・4区)	
20日(月)	東下西	東下東	
21日(火)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(水)	土佐井(下田井)	申告未済の方(友枝地区対象)	
24日(金)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
26日(日)	休日申告受付日(全地区対象)		上毛町役場 (2階 大会議室)
27日(月)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
28日(火)	下唐原東区	下唐原西1区	
3月1日(水)	下唐原西2区	矢方・緒方	
2日(木)	成恒下	成恒上	
3日(金)	安雲西	安雲東	
6日(月)	尻高下ノ上・下ノ下	尻高上・中	
7日(火)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(水)	中村	吉岡	
9日(木)	松本	宇野西区	
10日(金)	宇野東区	宇野垂水	
13日(月)	垂水上区	垂水中区	
14日(火)	垂水西区	申告未済の方(全地区対象)	
15日(水)	申告未済の方(全地区対象)		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

行橋税務署からのお知らせ ～令和4年分の確定申告相談について～

- 会場 行橋税務署 別館
- 期間 令和5年2月1日(水)～3月15日(水)
※不動産の売却や贈与税の相談は、2月16日(木)からとなります。
- 受付 8:30～16:00(相談は9:00から開始)
※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
※入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加することで、LINEを通じたオンライン事前発行が可能です。
※スマートフォンをお持ちの方は、原則、ご自身のスマートフォンにより申告書の作成を行っていただきます。



ご自宅から、スマートフォンで
確定申告が完了します!!

動画で申告方法を
チェック ⇒



スマホアプリで
納付が可能 ⇒



●問い合わせ先
確定申告テレホンセンター
TEL 0930-23-0580(自動音声案内に従って、「0」を選択してください)

上毛町食料品価格等物価高騰 支援事業の申請について



長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、日々不安な生活を強いられていることから、町では、町民の皆様への生活支援として全世帯を対象として食料品(1人世帯3,000円程度を1口、2人以上世帯3,000円程度を2口)を配付させていただきます。

- 食料品はふるさと納税返礼品を中心に全30種類の中からご希望の食料品を選んでいただきご自宅に配達する仕組みです。
- 食料品を受取るためには申請が必要です。
- 申請書は郵送で各世帯に送付していますのでお早めに申請をお願いします。

＜制度について＞

対象世帯 令和4年12月9日時点で上毛町の住民基本台帳に登録されている世帯

配付個数 1人世帯 3,000円程度の食料品 1口
2人以上世帯 3,000円程度の食料品 2口

申請期限 令和5年1月31日(火) 当日消印有効
※申請期限までに申請がなかった場合は、申請を辞退したものと見なします。

配達方法 ヤマト運輸がご自宅に配達します。
※全世帯が対象となっているため、申請書をご提出いただいてから食料品がご自宅に届くまでに1カ月から2カ月程度かかる場合があります。
※申請書は受付順に処理します。第1希望の食料品が在庫切れの場合は第2希望の食料品を、第2希望の食料品も在庫切れの場合は第3希望の食料品をお届けします。

●問い合わせ先 総務課 TEL 72-3111

20歳から国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。

20歳になった方には、厚生年金保険に加入している方などを除き、日本年金機構から、「基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」などと併せて、保険料の学生納付特例制度及び免除・納付猶予制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

公的年金制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。

ただし、学生納付特例制度などの必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がありますので、注意しましょう。なお、基礎年金番号通知書は、加入する年金制度の変更手続きや年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。



●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線147)
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873